

改定履歴

2013/07/16 新規作成

2013/08/26 表示の有効期限追加

2013/10/07 手数料額表示方法変更

2013/12/24 工場審査改善報告期限・代理委任追加

2014/04/01 委託検査機関情報の修正

2015/10/20 部品検査成績書要求の変更

2018/04/01 銀行名変更に伴う変更

2019/12/13 委託検査機関情報の修正

# SG マーク制度

## 認証の手続き書

<自転車>



この SG マーク制度認証の手続き書（以下「手続き書」という。）は<自転車>に関し一般財団法人製品安全協会が行う SG マーク表示に係る認証制度に関して、申請から認証完了までの手順、認証の維持に関する説明などを記載した説明書です。

SG マーク制度の認証取得には、以下の手続きや実務が必要です。お申し込み前にご了承いただきます事項もありますので、この手続き書とともに申請書の了承事項を併せてお読みください。

一般財団法人 製品安全協会

東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪

業務グループ 電話 03-5808-3302

－ 目 次 －

1. はじめに
2. 認証の範囲
3. SG マークの登録意匠
4. 認証要員について
5. 紛争、苦情及び異議申し立てについて
6. 権利と義務について
7. 認証に関する手続きの流れ
  7. 1 基本的な流れ
  7. 2 工場等登録・型式確認について
    - － 1 工場等登録申請
    - － 2 工場審査
    - － 3 登録及び表示に関する契約
    - － 4 型式確認申請
    - － 5 型式試験
    - － 6 型式確認証
    - － 7 SG マークの表示（表示交付申請）
    - － 8 事後調査
    - － 9 工場等の移転、事業の譲渡・譲受等の扱い
  7. 3 ロット認証
    - － 1 ロット認証申請
    - － 2 ロット検査
    - － 3 SG マークの表示
  7. 4 表示の有効期限（賠償の有効期限）
  7. 5 外国委託検査機関のデータ活用
  7. 6 フォローアップ
  7. 7 各申請及び届出行為の委任について
  7. 8 その他

## 1. はじめに

一般財団法人製品安全協会（以下「当協会」という。）は、1973年に消費生活用製品安全法に基づき設立されました。その後、組織変更を実施して2000年に公益を目的とする財団法人に、また、2012年に一般財団法人となりました。

当協会の主たる事業は、①構造・材質・使い方などからみて生命又は身体に危害を与える恐れのある消費生活用製品について、安全な製品として必要な事項を決めたSG基準の作成、②SG基準に適合したものとして認証した製品へのSG（Safe Goods）マークの表示、③SGマークを表示した製品の欠陥により人身被害を受けた場合の補償等を行っております。

当協会は、公益法人として公平性、中立性を保持しており、当協会のウェブサイトでは財務に関する資料なども公開しています。

## 2. 認証の範囲

当協会が行う認証の範囲は、当協会が定める認証対象品目に限ります。認証対象品目については当協会のウェブサイトをご覧ください。ただし、認証対象品目であっても試験設備等の仕様により認証をお引き受けできない場合がございます。

当協会が行う認証は、次の国・地域を除きすべての日本国内及び外国です。ただし、ロット認証の場合は、対応できない国・地域もあります。

- ① 申請者が当協会に対する決済の支払いを期日までに履行できない国・地域
- ② 認証のための審査又は検査のための国又は地域が外務省の渡航関連情報で危険情報、感染症危険情報などが発行されている国・地域
- ③ その他、当協会が正当な理由で対応できないと判断した国・地域

なお、当協会が認証業務を行うにあたり、試験、検査業務等の一部を外部の機関（以下「委託検査機関」という。）に委託しています。これらの委託検査機関が行う業務につきましても当協会が認証主体として責任と権限を有します。

### 3. SG マークの登録意匠

下記 SG マークは、当協会が商標法に基づき登録している商標（登録商標）です。

SG マークは、認証取得済み製品に対してのみ使用可能となります。

宣伝媒体、梱包・包装材に SG マークの使用をするときは、あらかじめ当協会の許可が必要です。当協会の許可なく SG マークを使用した場合には法的措置を講じることがあります。



SG マークの意匠

なお、認証済み製品に対する SG マークの表示は、当協会が用意するラベル（協会支給ラベル）の貼付、認証取得者が自ら SG マークを印刷したラベル等の貼付、SG マークの刻印、浮きだし、印刷（当協会が用意するラベル以外の方法によって SG マークを表示することを「自社表示」と呼びます。）により行います。また、一部の認証対象品目では、梱包、包装等にする場合もあります。

SG マークの表示は認証対象品目毎に異なりますので、後述の「7. 2-7 SG マークの表示（表示交付申請）」又は「7. 3-3 SG マークの表示」をご覧ください。

### 4. 認証要員について

当協会では認証業務実施にあたり適格な要員を配置し、教育・訓練を行い、力量の維持・向上に努めています。当協会の認証要員は、服務規程に基づき中立、公正な対応を行い、第三者の疑惑や不信を招くような行為を致しません。このことをもって信頼性の確保に努めています。なお、委託検査機関の要員についても同様です。

### 5. 認証行為等に対する苦情等について

当協会は、申請者（申請予定者を含む。）からの申請受付、審査・試験・検査等認証全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申し立て、認証後の様々な措置に対する異議申し立て、及びその他利害関係者からの苦情等について誠意をもって対応いたします。

これら苦情等については、次の窓口にて承ります。

総務部「苦情受付専用窓口」TEL 03-5808-3304 (9:30～12:00、13:00～17:30)

E-mail comp@sg-mark.org

※ この「苦情受付専用窓口」は、SG マーク付製品による事故対応窓口ではありません。

### 6. 権利と義務について

① 工場等登録時には、当協会との間で表示に関する契約を締結していただきます。権

利と義務については、この契約書の条項によります。

- ② ロット認証申請時には、申請書に記載された事項について宣誓をしていただきます。
- ③ ロット認証によってSGマークを表示しようとする方であって自社表示を希望される場合には、ロット認証申請前までに当協会との間で表示に関する契約を締結していただきます。権利と義務については、この契約書の条項によります。

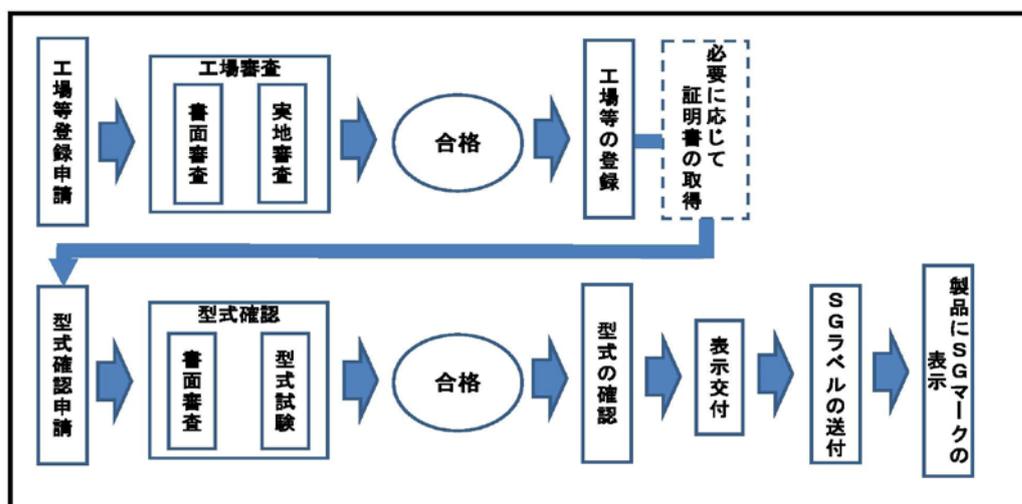
## 7. 認証に関する手続きの流れ

### 7. 1 基本的な流れ

SGマークを製品に表示するためには、大きく分けて「登録・型式確認方式」と「ロット認証方式」の2とおりがあります。(品目によっては、片方のみのももあります。)

「登録・型式確認」とは、主に製造製品にこれからSGマークの表示を始めようとする場合の認証方法です。SG基準に適合する製品を安定的に継続的に製造できることを審査により確認(工場審査)させていただきます。工場審査に合格後、当協会と表示に関する契約を締結し、その後当該工場で製造予定の製品がカテゴリー(型式区分)毎に行う製品試験に適合している場合には、SGマークを表示していただけるという方式です。

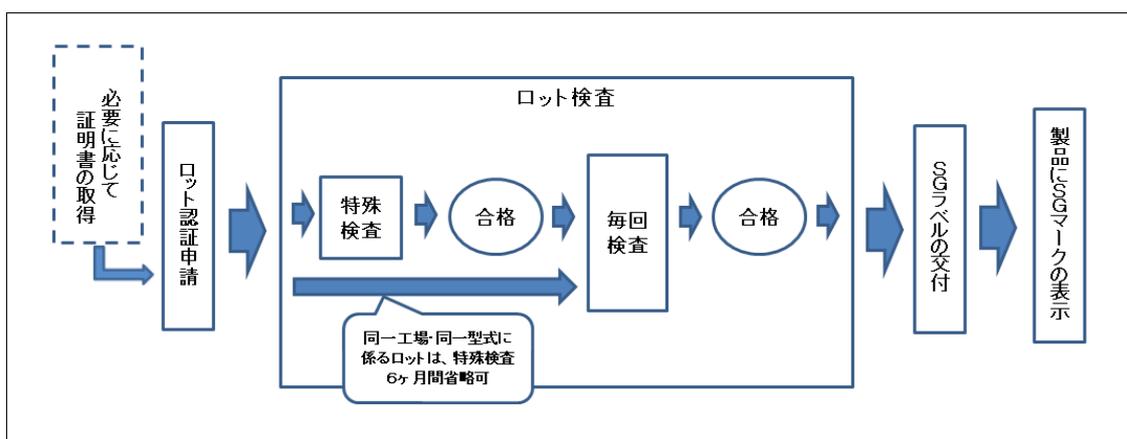
ただし、工場等登録後、一定期間毎に登録維持のための手続きと、維持のための検査(事後調査)を受審し、当初の品質管理の状況が維持されていることが必要です。SG基準が改正になった場合も同様です。



また、型式確認も認証対象品目毎に定める期間毎に更新を受けなければ失効します。

「ロット認証」とは、既に手元に完成した製品が存在する場合、SGマークを表示したい製品群（ロット）について、抜き取り検査により認証する方法です。

ロット認証は、当該製品を製造する方だけでなく、輸入や販売する方も申請することが可能です。「登録・型式確認」による表示と比べ比較的短時間でSGマークの表示が可能です。



## 7. 2 工場等登録・型式確認について

### 7. 2. 1 工場等登録申請

工場等登録は、認証対象品目を製造する方であって、表1に示す製造設備基準及び表2に示す検査設備基準を満たす場合のみ申請可能です。（表1に示す製造設備基準及び表2に示す検査設備基準を「登録要件」と言います。）

工場等登録申請は、「工場等登録申請書」の鑑に総括表、添付書類1～7及び添付資料8（出荷時に完成車以外の状態で出荷するものがある場合のみ、出荷時の状態、生産数の割合、出荷後の組立整備及び管理を記載したもの）並びに添付資料9（自転車技士・組立整備士資格の取得状況を記載したもの）を添えて当協会に行います。提出部数は1部です。

<工場等登録申請書の様式参照>

「工場等登録申請書」の鑑及び総括表の様式並びに添付書類1～7を含む申請書の作成例を当協会ウェブサイトに掲示しておりますので、それを参考にして日本語又は英語にて作成してください。（添付資料も含めて日本語又は英語以外の言語は受け付けられません。）

なお、申請は代理人が行うことも可能です。代理人による申請を希望される場合には、申請者が当該代理人に工場等登録申請を委任する旨の委任状が必要です。作成の上、申請書に添えて提出してください。<委任状の様式参照>

当協会では、申請書が届きますと記入内容の確認、添付資料の不足などを確認の上受付を致します。

表1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<p>1. 車輪の組立設備 2. 組み付け設備 3. アシスト機構の製造設備（ただし、電動アシスト自転車を製造するものに限る）</p> <p>ただし、アシスト機構の製造を適切に実施できると製品安全協会が認める者に定期的又は必要に応じて製造を行わせている者であって製品安全協会が認める者は、当該製造設備を備えることを要しない。</p>	<p>1. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。 2. 適切に組み付けができる設備を備えていること。 3. 適切に電動アシスト機構が製造できる設備を備えていること。</p>

表2：検査設備基準

検査設備	技術上の基準
<p>1 外観・構造・寸法試験設備</p>	<p>1(1) 検査マニュアルの「認定基準1.(2)」に定める突起物試験円筒を備えていること。 1(2) 日本工業規格B7516-2005に適合する金属製直尺(1000mmまで測定できるもの及び2000mmまで測定できるもの)を備えていること。 1(3) 日本工業規格B7507-1993に適合するノギス(100mmまで測定できるもの)を備えていること。 1(4) 日本工業規格B7503-1997に適合するダイヤルゲージを備えていること。 1(5) 日本工業規格B7522-2005に適合する繊維製巻尺等を備えていること。 1(6) 最小目盛値1°以下で180°まで測定できる角度測定装置を備えていること。 1(7) 最小目盛値1N以下で100Nまで測定できるプッシュプルゲージを備えていること。 1(8) 最小目盛値0.1kg以下で100kgまで測定できる質量測定装置を備えていること。 1(9) 日本工業規格B4652-2008に適合するトルクレンチを備</p>

	<p>えていること。</p> <p>1(10)加圧装置及びタイヤ空気圧測定装置を備えていること。</p> <p>1(11)基準2-8の表1に定める付加質量相当のおもり及び5°に傾斜させることができる傾斜台を備えていること。(幼児座席付き自転車及び幼児2人同乗用自転車を製造する場合に限る)また、幼児2人同乗用自転車の規定25(6)b)又は規定25(7)に該当するものにあつては、表11又は表12に定める付加質量相当のおもり及び10°に傾斜させることができる傾斜台を備えていること。</p> <p>1(12)基準2-8(3)に定める直径125mm円筒を備えていること。</p> <p>1(13)幼児2人同乗用自転車の規定2-6の表1に定める付加質量相当のおもり及び5°に傾斜させることができる傾斜台を備えていること。(幼児2人同乗用自転車を製造する場合に限る)</p>
2 制動装置強度試験設備	<p>2(1)ブレーキ揺動試験設備、手動ブレーキ強度試験設備を備えていること。 (手動式ブレーキを有する自転車を製造している場合に限る)</p> <p>2(2)コースターハブ強度試験設備を備えていること。 (コースターハブ付き自転車を製造する場合に限る)</p>
3 操縦部強度試験設備	<p>3(1)片側荷重強度試験設備、ステム前方荷重強度試験設備、バー・ステム固定強度試験設備、ハンドルステム・ホークステム固定強度試験設備、レーキレバー固定強度試験設備、ハンドル疲労試験設備及び引き上げ棒強度試験設備を備えていること。</p> <p>3(2)握り離脱強さ試験設備及びエンドプラグ離脱強さ試験設備を備えていること。</p>
4 前ホーク強度試験設備	4 前ホーク強度試験設備を備えていること。
5 フレーム強度試験設備	<p>5(1)耐振性試験設備、繰り返し荷重試験設備、耐落下衝撃性試験設備(又はエネルギー吸収試験設備)及び耐前倒し衝撃性試験設備を備えていること。</p> <p>5(2)幼児2人同乗用自転車の規定2-8の表3に定める付加質量相当のおもり。</p> <p>5(3)幼児2人同乗用自転車の規定6c)の表4に定めるダブルドラム式耐久試験設備若しくは規定6d)の表5に定める前後車軸同時加振試験設備。(三輪又は四輪の自転車で規定6b)による試験の実施が困難な場合に限る)</p>
6 車輪強度試験設備	6 車輪横荷重測定試験設備及び車輪縦荷重測定試験設備を備えていること。
7 車輪回転精度試験設備	7 車輪回転精度測定試験設備を備えていること。
8 車輪スポーク張力試験設備	8 スポーク張力計を備えていること。
9 タイヤ等はめ合い性試験設備	<p>9(1)リム外れ強さ試験設備を備えていること。</p> <p>9(2)耐熱性試験設備を備えていること。 (合成樹脂製一体車輪を用いた自転車を製造している場合に限る)</p>
10 車輪保持試験設備	10 車輪保持強度試験設備を備えていること。
11 クイックリリース装置試験設備	11 操作力付加装置を備えていること。
12 駆動部強度試験設備	12 駆動部静的強度試験設備を備えていること。

13 ペダル強度試験設備	<p>13(1) ペダル強度試験設備、ペダル先端部静的荷重試験設備、ペダル動的耐久試験設備を備えていること。</p> <p>13(2) 合成樹脂ペダル耐寒試験設備を備えていること。 (合成樹脂ペダルを備えた一般車等を製造している場合に限る。)</p> <p>13(3) ペダル体の引き抜き強度試験設備を備えていること。 (着脱式ペダルを備えた幼児車を製造する場合に限る)</p> <p>13(4) ペダル軸中央への耐久負荷試験設備。(電動アシスト自転車において、駆動補助装置の駆動部のハウジングなどがフレームの一部を兼ねる場合に限る)</p>
14 ギヤクランク強度試験設備	<p>14 ペダル取付部静荷重強度試験設備、ギヤ板固定強度試験設備、クランク水平落下衝撃強度試験設備、クランク軸鉛直落下衝撃強度試験設備及びクランク軸繰返し疲労強度試験設備を備えていること。</p>
15 歯付ベルト性能試験設備	<p>15 引張強度試験設備、耐温度性試験設備、耐油性試験設備、耐水性試験設備及び連続駆動耐久性試験設備を備えていること。 (歯付ベルトを備えた一般車等を製造している場合に限る)</p>
16 サドル性能試験設備	<p>16(1) 固定性能試験設備、疲労試験設備、ばね強さ試験設備、はめ込み強度試験設備を備えていること。</p> <p>16(2) 耐寒性試験設備を備えていること。 (合成樹脂サドルを備えた自転車を製造している場合に限る)</p> <p>16(3) 破裂試験設備を備えていること。 (サドルトップにビニールレザー又は合成樹脂製カバーを用いたサドルを備えた自転車を製造している場合に限る)</p> <p>16(4) 引っ張り強さ・伸び測定設備を備えていること。 (サドルトップに皮材料を用いたサドルを備えた自転車を製造している場合に限る)</p> <p>16(5) 日本工業規格B4652-2008に適合するトルクレンチを備えていること。</p>
17 シートポスト強度試験設備	<p>17 シートポスト疲労試験設備を備えていること。</p>
18 制動性能・制動力試験設備	<p>18(1) 試験走路及び制動性能試験設備を備えていること。 (一般車等を製造している場合に限る)</p> <p>18(2) 幼児車手動ブレーキ制動力試験設備を備えていること。 (手動ブレーキを備えた幼児車を製造している場合に限る)</p> <p>18(3) コースタハブ制動力試験設備を備えていること。 (コースタハブを備えた自転車を製造している場合に限る)</p>
19 路上試験設備	<p>19 試験走路を備えていること。</p>
20 補助車輪試験設備	<p>20 左右補助車輪高低差測定設備、垂直力試験設備及び後方力試験設備を備えていること。 (補助車輪を備えた幼児車又は補助車輪を備えた幼児2人同乗用自転車を製造している場合に限る)</p>
21 灯火装置試験設備	<p>21(1) 光度測定設備、光線色測定設備を備えていること。</p> <p>21(2) 最小目盛値1N以下で20Nまで測定できるプッシュプルゲージを備えていること。</p>

22 リフレックスリフレクタ試験設備	22(1) 色・色度測定設備、耐候性試験設備、耐温度性試験設備、耐振性試験設備、耐水性試験設備、耐衝撃性試験設備、反射性測定設備、耐油性試験設備、耐潤滑油性試験設備及び耐じん性試験設備を備えていること。 22(2) 最小目盛値1N以下で90Nまで測定できるプッシュプルゲージを備えていること。
23 足巻き込み防止対策試験設備	23(1) 足巻き込み範囲確認設備を備えていること。
24 構成部品試験設備	24(1) 部品別試験項目が適切に実施できる試験設備を備えていること。 (製造している自転車に用いる部品にかかる試験項目に限る) 24(2) アスベスト分析設備を備えていること。 24(3) 幼児座席試験設備を備えていること。 (幼児座席付自転車を製造している場合に限る)
ただし、操縦部強度試験設備、前ホーク強度試験設備、フレーム強度試験設備、車輪強度試験設備、タイヤ等はめ合い性試験設備、車輪保持試験設備、駆動部強度試験設備、ペダル強度試験設備、ギヤクランク試験設備、歯付ベルト性能試験設備、サドル性能試験設備、シートポスト強度試験設備、制動性能・制動力試験設備、路上試験設備、補助車輪試験設備、灯火装置試験設備(22(1)に限る)、リフレックスリフレクタ試験設備(22(1)に限る)及び構成部品の試験を適切に実施できると製品安全協会が認める者に定期的又は必要に応じて試験を行わせている者であって製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。	

## ー 2 工場審査

受付後、当協会では直ちに工場審査の担当者（以下「審査担当者」という。）を決め、当該審査担当者から工場審査の進め方などについてご連絡を致します。通常は、工場審査に先立ち事前に社内規程類や品質記録の状況を伺います。これを「事前確認」と呼びます。

お手数ですが審査担当者が示す資料を提出してください。（外国の工場の場合、社内規程類や品質記録は現地語で構いませんが、必要最小限の翻訳をお願いする場合がございます。）

なお、他の認証対象品目で既に登録済みである場合や同一事業者の他工場で既に登録済みである場合には、事前確認を省略する場合がございます。

事前確認が一通り終わりますと工場審査（実地審査）の日程調整を行います。

工場審査は、①工場の品質管理責任者等説明要員が終日確保できる、②申請があった認証対象品目の製造（試作を含む）を行っている、③社内検査が実施できるの条件を満たす連続3日間となります。

工場審査日程が決まりますと表3に示す工場等登録申請手数料（旅費を含む）をご請求申し上げますので、指定の期日（通常、出発日前日まで）にお振り込みを完了させてください。また、同時に工場審査スケジュールや準備事項をご連絡いたします。工場審査当日までにスケジュールの確認や準備をお済ませください。

工場審査は、当協会の「工場等審査要領」に基づき審査担当者が実施します。

工場等審査要領に定める主な調査事項

- 一 申請事業者・申請工場の近況・沿革
- 二 組織及び文書に係る社内規程の整備状況とその運用状況
- 三 苦情に係る社内規程の整備状況とその運用状況
- 四 設計、資材、工程、設備及び計測器に係る社内規程の整備状況とその運用状況
- 五 SG 基準への適合性検査に係る社内規程の整備状況とその運用
- 六 変更管理に係る手順
- 七 工程の状況
- 八 SG 基準への適合性検査の状況
- 九 申請者側からの意見・要望
- 十 その他必要と認められる事項

工場審査終了後、審査担当者から「再確認事項」、「指示事項」及び「要請事項」についてご説明いたします。この内容について承諾いただける場合には、専用の書面にサイン又は押印をいただくこととなります。なお、「再確認事項」については審査終了後1年以内に再確認調査（再審査）を受審し、「指示事項」については審査終了後1年以内に改善報告をご提出いただかなければ審査不合格とします。

工場審査の結果は、審査担当者が持ち帰り直ちに当協会内の判定会に付します。ただし、工場審査時に改善すべき事項（以下「改善事項」という。）を審査担当者より依頼された場合には、当該改善事項への対応結果を確認した上での判定会となります。

判定会の判定には7日間を要します。

なお、当協会では事務の標準処理期間を設定しており、工場等登録については申請書を受付してから登録までの間は当協会内で事務処理に要する標準的な期間は45日間としていきます。

表 3 : 工場等登録申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
当協会	① 100,000 円+消費税 ② 工場審査に要する旅費 (当協会の旅費規程に基づく額) ※ 外国からの入金に際しては、①に対する消費税は不要です。 ※ 旅費には、審査担当者の日当、宿泊費を含みます。また、外国であって入国に際しビザや予防接種などが必要な場合には、その費用も含みます。 ※ 外国であって通訳を申請者側でご用意いただけない場合には、当協会が手配した上で、かかる費用を別途請求いたします。	当協会からの請求書に記載された口座へのお振り込みをお願いします。

### － 3 登録及び表示に関する契約

判定会の結果、問題がないことを確認した上で申請工場等を「登録」致します。

「登録」が決まりますと、当協会から「登録証」及び「表示に関する契約書」を送付いたします。新規「登録証」1通の発行費用は不要ですが、移転や代表者変更、紛失又は毀損など理由により「登録証」の再発行の際には、再発行費用が必要です。本件については別途当協会までお尋ねください。

「表示に関する契約書」は、登録工場等と当協会との間で交わす認証に関する契約です。例えば、SG マーク表示の扱いや事後調査の受入について規定されています。詳しい内容については別途当協会までお尋ねください。

「登録証」及び「表示に関する契約書」は、原則日本語ですが英語によるものも発行可能です。英語によるものをご希望の場合には、工場審査後、審査担当者までお申し出ください。

### － 4 型式確認申請

型式確認は、既に工場等登録を受けた工場等のみ申請可能です。(ただし、工場審査の対象となった工程と異なる工程で製造する型式の区分にあっては、別途後述する事後調査が必要となる場合があります。)

型式確認申請は、表 4 に示す型式区分毎に SG マーク表示を希望するものについて行っていただきます。「型式確認申請書」の鑑に添付書類 1～7 及び末記に示す別紙 1 並びに部品検査成績書、(このほか電動アシスト自転車の場合には末記に示す別紙 2 の別記資料第 1～6 も)を添えて当協会に郵送により送付してください。提出部数は 2 部です。このとき、

SG 基準又は検査マニュアルにて証明書又は成績書に関する項目がある場合には、原則として申請書に添えて提出していただきます。

「型式確認申請書」の鑑の様式並びに添付書類 1～7 を含む申請書の書き方見本は当協会ウェブサイトにありますので、それを参考にして日本語又は英語にて作成してください。（添付資料も含めて日本語又は英語以外の言語は受け付けられません。）<型式確認申請書の様式参照>

なお、申請は代理人が行うことも可能です。代理人による申請を希望される場合には、申請者が当該代理人に型式確認申請を委任する旨の委任状が必要です。作成の上、申請書に添えて提出してください。<委任状の様式参照>

表 4：型式区分

要素	区分
車種	(1) スポーツ車（マウンテンバイク類形車を除く） (2) マウンテンバイク類形車 (3) シティ車 (4) 実用車 (5) 子供車 (6) 幼児車 (7) 幼児座席付自転車（幼児 1 人同乗用） (8) 幼児 2 人同乗用自転車
フレームの材質	(1) 鋼製のもの (2) アルミニウム合金製のもの (3) その他のもの
フレームの形状	(1) 折りたたみ式のもの (2) その他のもの
車輪の数	(1) 2 輪のもの (2) 3 輪又は 4 輪のもの
電動アシスト機能	(1) 有るもの (2) 無いもの

当協会では、申請書が届きますと記入内容の確認、添付資料の不足などを確認の上、適切なことを確認の上受付を致します。受付後直ちに申請者に対し表 5 に示す型式確認申請手数料の入金に関するご案内をお送りします。その案内に従って型式確認申請手数料をお振り込みください。

また、記入済みの型式確認申請書鑑の写し 1 枚を型式試料に添えて表 6 に示す委託検査機関に送付してください。（表 5 及び表 6 に示す委託検査機関が複数ある場合には、いずれかの機関から選択してください。）

表 5 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先																		
当協会	申請手数料：5,000 円/型式+消費税 ※ 外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	当協会からの案内に記載された口座へのお振り込みをお願いします。																		
委託検査機関	<p>・一般財団法人日本車両検査協会</p> <p>検査手数料：(型式あたり)</p> <table border="0"> <tr> <td>スポーツ車</td> <td>332,000 円+消費税</td> </tr> <tr> <td>シティ車</td> <td>337,000 円+消費税</td> </tr> <tr> <td>コンパクト車</td> <td>329,800 円+消費税</td> </tr> <tr> <td>実用車</td> <td>331,100 円+消費税</td> </tr> <tr> <td>幼児座席付自転車</td> <td>361,800 円+消費税</td> </tr> <tr> <td>幼児 2 人同乗自転車</td> <td>442,700 円+消費税</td> </tr> </table> <p>※上記車種で電動アシスト付きのものにあつては、13,300 円+消費税を加算する。</p> <table border="0"> <tr> <td>子供車</td> <td>329,800 円+消費税</td> </tr> <tr> <td>幼児車</td> <td>250,100 円+消費税</td> </tr> <tr> <td>電動アシスト付三輪車</td> <td>356,600 円+消費税</td> </tr> </table> <p>※コースターハブ付きの場合は、53,700 円+消費税を加算する。</p> <p>※幼児 2 人同乗用自転車でスイング機構等によりフレーム相当部が前後に分割されている構造のものは別途問い合わせ。</p> <p>※シートポストがコンビネーションピラーの場合には 23,000 円+消費税を加算する。</p> <p>※電動アシスト自転車でハブダイナモ以外のダイナモを使用するものは別途問い合わせ。</p> <p>※幼児 2 人同乗用自転車で前車輪が二輪のもので、前形幼児座席の座面が前車輪の間に設置されるものは 4,000 円+消費税を加算する。</p> <p>※電動アシスト自転車で駆動補助装置の駆動</p>	スポーツ車	332,000 円+消費税	シティ車	337,000 円+消費税	コンパクト車	329,800 円+消費税	実用車	331,100 円+消費税	幼児座席付自転車	361,800 円+消費税	幼児 2 人同乗自転車	442,700 円+消費税	子供車	329,800 円+消費税	幼児車	250,100 円+消費税	電動アシスト付三輪車	356,600 円+消費税	<p>委託検査機関の指示に従ってお支払いください。</p> <p>※第三者検査機関の証明書等により確認することができる自転車部品の検査に要する費用は含まれておりません。(部品検査成績書及び事業者等による証明書類等につきましては、巻末の別紙をご覧ください。)</p> <p>※自転車の仕様により、料金の変動(加算)することがあります。詳細は委託検査機関に見積もりを依頼してください。</p> <p>※幼児 2 人同乗車で三輪又は四輪車におけるフレーム耐久性試験でダブルドラム式若しくは前後車軸同時加振式試験を選択する場合には、自転車産業振興協会技術研究所を選択いただくこととなります。(日本国内の場合)</p>
スポーツ車	332,000 円+消費税																			
シティ車	337,000 円+消費税																			
コンパクト車	329,800 円+消費税																			
実用車	331,100 円+消費税																			
幼児座席付自転車	361,800 円+消費税																			
幼児 2 人同乗自転車	442,700 円+消費税																			
子供車	329,800 円+消費税																			
幼児車	250,100 円+消費税																			
電動アシスト付三輪車	356,600 円+消費税																			

	<p>部のハウジングなどがフレームの一部を兼ねる場合に左右ペダル軸部に力を加える耐久性試験が必要な場合には 51,800 円＋消費税を加算する。</p>	<p>※ 外国からの入金に際しては、この金額に含まれる消費税は不要です。</p>																		
	<p>・一般財団法人自転車産業振興協会技術研究所</p> <p>検査手数料：(型式あたり)</p> <table data-bbox="448 797 1032 1070"> <tr> <td>スポーツ車</td> <td>279,200 円＋消費税</td> </tr> <tr> <td>シティ車</td> <td>286,000 円＋消費税</td> </tr> <tr> <td>コンパクト車</td> <td>279,200 円＋消費税</td> </tr> <tr> <td>実用車</td> <td>279,200 円＋消費税</td> </tr> <tr> <td>幼児座席付自転車</td> <td>311,400 円＋消費税</td> </tr> <tr> <td>幼児 2 人同乗自転車</td> <td>407,400 円＋消費税</td> </tr> </table> <p>※上記車種で電動アシスト付きのものにあつては、18,400 円＋消費税を加算する。</p> <table data-bbox="448 1279 1032 1406"> <tr> <td>子供車</td> <td>279,200 円＋消費税</td> </tr> <tr> <td>幼児車</td> <td>247,400 円＋消費税</td> </tr> <tr> <td>電動アシスト付三輪車</td> <td>315,200 円＋消費税</td> </tr> </table> <p>※コースターハブ付きの場合は、42,000 円＋消費税を加算する。</p> <p>※クイックリリース機構付きの場合は、13,000 円＋消費税を加算する。</p> <p>※ロードブレーキの場合は、7,300 円＋消費税を加算する。</p> <p>※サスペンションホークの場合は、26,000 円＋消費税を加算する。</p> <p>※CFRPフレームの場合は、6,000 円＋消費税を加算する。</p> <p>※着脱式ペダルの場合は、4,000 円＋消費税を</p>	スポーツ車	279,200 円＋消費税	シティ車	286,000 円＋消費税	コンパクト車	279,200 円＋消費税	実用車	279,200 円＋消費税	幼児座席付自転車	311,400 円＋消費税	幼児 2 人同乗自転車	407,400 円＋消費税	子供車	279,200 円＋消費税	幼児車	247,400 円＋消費税	電動アシスト付三輪車	315,200 円＋消費税	
スポーツ車	279,200 円＋消費税																			
シティ車	286,000 円＋消費税																			
コンパクト車	279,200 円＋消費税																			
実用車	279,200 円＋消費税																			
幼児座席付自転車	311,400 円＋消費税																			
幼児 2 人同乗自転車	407,400 円＋消費税																			
子供車	279,200 円＋消費税																			
幼児車	247,400 円＋消費税																			
電動アシスト付三輪車	315,200 円＋消費税																			

	加算する。 ※シートポストがコンビネーションペダラーの場合には 14,000 円 + 消費税を加算する。	
	<江蘇検験検疫自行車検測中心 (K B T C) > 中国国内で型式確認試験をご希望の場合、検査手数料は、別途検査機関が指定する金額に基づいてお支払い下さい。	

表 6 : 委託検査機関

名称	送付先	型式試料の数
一般財団法人 日本車両検査協会	東京検査所 114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL.03(3912)2361 FAX.03(3912)2208 E-mail:tokyo@jvia.or.jp	1 台
	大阪検査所 590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL.072(233)2001 FAX.072(233)2002 E-mail:osaka@jvia.or.jp	
一般財団法人 自転車産業振興協会 技術研究所	590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL.072(238)8731 FAX.072(238)8271	
海外の委託検査機関については、製品安全協会までお問い合わせください。 (関連 7. 5 項を併せてお読みください。) なお、中国で型式試験、自転車部品試験及び依頼試験を行っている機関は、以下の機関です。		
昆山産品安全検験所	江蘇省昆山葦城南路 1699 号 (Zip code : 215301) TEL.0512-57379763 / 50351819 FAX.0512-57372425 E-mail:jsbtc@163.com	
電動アシスト自転車の電装品廻りに関しての部品試験及び依頼試験を行っている機関は、以下の機関です。		
一般財団法人 電気安全環境研究所	151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12 TEL.03-3466-5234 FAX.03-3466-9219	

#### － 5 型式試験

受付後、当協会では直ちに委託検査機関に型式試験依頼を致します。

型式試験は、認証対象品目毎に定められた SG 基準及び検査マニュアルに基づき実施し、合否を判定します。型式試験の実施の際、型式試料によってはお問い合わせ等をする場合がございます。

型式試験で不適合があった場合には、6ヶ月間を超えない範囲で2回まで再試験が可能です。このときの試験項目は、原則として全項目となりますが、製品品質に影響を及ぼさないと認められる不適合項目については、試験項目を限定して再試験を行うことがあります。再試験の場合には、改良箇所・方法を説明した書面の提出をお願いしています。

なお、再試験に要する費用は、型式確認申請手数料とは別に直接委託検査機関にお支払いいただきます。

なお、型式試料の大きさや個数によっては、型式試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合がございます。詳細は、委託検査機関からご連絡申し上げます。

#### － 6 型式確認証

型式試験が完了しますと、委託検査機関から当協会に試験成績書が発行されます。当協会では、その成績書の内容と型式確認申請書に添付されていた社内検査成績書（写し）を比較・確認し、大きな差異がないときは型式確認証を発行いたします。この型式確認証の番号は、次回更新までの間の SG マークの表示（表示交付）申請時に必要となりますので、大切に保存してください。（原則として再発行はしかねます。）

この型式確認証は、表7に示す有効期限があります。有効期限が終了する2～6ヶ月前に当協会から型式更新の案内状を申請者あてに送付致しますので、この案内状が届きましたら型式更新の準備を開始していただき、遅くとも有効期限終了の2ヶ月前までには申請を行うようにしてください。型式更新申請の手順は、新規の型式確認申請と同様です。

なお、当協会では事務の標準処理期間を設定しており、型式確認については申請書を受付し手数料の入金を確認してから型式確認証までの間の事務処理に要する標準的な期間は60日間としています。

表7：型式の有効期限（型式更新の頻度）

4年
----

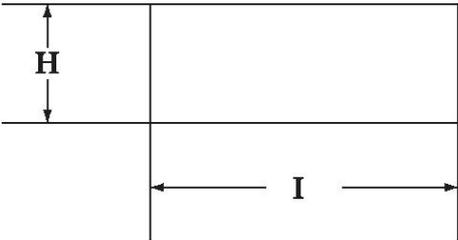
型式確認証が発行された後、同型式区分内に新たに銘柄、モデル、型番、名称が追加に

なるときは、当該製品に SG マークを表示するまでに「型式区分内名称の追加届出書」に添付資料を添えて当協会まで提出してください。＜型式区分内名称の追加届出書の様式＞

#### － 7 SG マークの表示（表示交付申請）

SG マークの表示は表 8 に示す方法により行います。複数の方法が記載されている場合には、いずれか 1 つを選択してください。

表 8：SG マークの表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>下図に示す協会支給ラベルをフレームを構成するパイプ（バックホーク及びビステーを除く）の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は 48mm×27mm です。ラベルは、シートタイプ、交付単位は 10 枚です。</p>  <p>台紙寸法：H=27.0±0.3、I=48.0±0.3（単位:mm）</p>

マーク部寸法：C=10.0±0.3、D=14.0±0.3、  
 E=15.0±0.3、F=19.3±0.3（単位:mm）

※台紙下部の所定の欄に不滅インク等により自転車技士・組立整備士記号を記入ください。

「協会支給ラベル方式」の場合は、「表示交付申請書」に必要事項を記入の上、FAX 等により当協会に送付してください。このとき同時に表9に示す手数料額をお振り込みください。

表示交付申請書の記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。<表示交付申請書の様式参照>

申請は代理人が行うことも可能です。代理人による申請を希望される場合には、申請者が当該代理人に表示交付申請を委任する旨の委任状が必要です。作成の上、申請書に添えて提出してください。<委任状の様式参照>

表9：表示交付手数料

申請窓口	手数料	振込先
当協会	25 円/台+消費税 ※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。 ※ 外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人製品安全協会

		MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch OrdinaryAccount300447 ConsumerProductSafety Association (Swift Address) BOTKJPJT
--	--	--

当協会では事務の標準処理期間を設定しており、「協会支給ラベル方式」の表示交付については申請書を受付し、手数料の入金を確認してから SG ラベルが登録工場又は指定の場所に到着するまでの間は要する標準的な期間は国内 7 日間、外国 10 日間としています。

## － 8 事後調査

### (1) 定期事後調査

工場等が登録されてから一定の SG マーク表示を行ったとき、当協会は当該登録工場に対し定期事後調査を実施します。

定期事後調査では、登録時の製造設備及び検査設備要件が引き続き満たしているか、品質管理の方法は適切に維持されているかを調査します。調査の結果、適切であると認められる場合には、引き続き SG マークの表示が可能ですが、不適切な事項が認められる場合には、改善していただきます。

なお、定期事後調査に要する費用は、国内の場合は無料、外国の場合は必要な旅費から 10 万円を控除した額を請求申し上げます。

### (2) 臨時事後調査

型式試験で不適合が生じた場合、試買検査で不適合が見つかった場合又は SG マーク制度の賠償措置を講じた場合であって、その原因が登録工場の品質管理方法に依ると認められるときには臨時事後調査を実施します。また、定期事後調査で不適切な事項が認められて、その改善結果を確認すべき場合にも臨時事後調査を実施します。

調査の結果、適切であると認められる場合には、引き続き SG マークの表示が可能ですが、不適切な事項が認められる場合には、改善していただきます。

なお、臨時事後調査に要する費用は、必要な旅費を請求申し上げます。

### (3) その他の事後調査

登録工場からの依頼に基づき登録時の製造設備及び検査設備要件が引き続き満たしているか、品質管理の方法は適切に維持されているかを調査することも可能です。このとき調査に要する費用は、必要な旅費を請求申し上げます。

#### (4) 登録維持調査

当協会では、10年毎に登録工場に対しSGマークの表示予定等を調査しております。

当面、SGマーク表示の予定がないが、登録を継続（維持）する場合には、次の事項を満たす必要があります。なお、SGマーク表示予定のある場合は、前述の事後調査の対象となります。

##### ① 品質管理責任者の指名

製品品質等について管理責任者をお知らせください。

登録工場内に製品の品質管理について責任を有する者（以下「品質管理責任者」という。）を指名していただき、その氏名、部署名、役職名、連絡先を当協会へお知らせいただきます。また、当該品質管理責任者が変更になった際には、速やかに当協会へお知らせいただきます。当協会から登録工場に製品品質等についてご連絡を申し上げますときは、原則として当該品質管理責任者にご連絡申し上げますこととなります。

##### ② 現行SG基準に対応した製品検査規程等の提出

製造やSGマーク表示の有無に関わらず最新のSG基準（現行SG基準）に適合することを確認するための製品検査の方法等についてお知らせください。

登録工場の製造製品が現行SG基準（及び検査マニュアル）に適合することを確認するための製品検査規程をお知らせいただきます。当該製品を現在製造していない場合（又はSGマーク表示の予定がない場合）や現行SG基準に適合することを確認するための製品検査規程を作成されていない場合には、新たに作成をお願い致します。

##### ③ 登録維持費用

登録情報を維持・管理するための登録情報の維持・管理手数料として表10に示す手数料額をお振り込みください。

表10：登録情報の維持・管理手数料

窓口	手数料	振込先
当協会	100,000円/工場+消費税 ※ 外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	案内に記載された口座へのお振り込みをお願いします。

#### －9 工場等の移転、事業の譲渡・譲受等の扱い

##### (1) 登録事項の変更

登録工場は、次の登録事項を変更するときは、「**工場等登録事項変更届出書**」に必要事項を記入のうえ速やかに当協会に届出をしなければなりません。このとき手数料は生じません。故意に届出をしない又は遅滞すると登録取り消しの対象となります。<**工場等登録事項変更届出書**の様式参照>

- ① 登録事業者名称、所在地、代表者役職、代表者名
- ② 登録工場の名称、所在地

(2) 事業の承継及び譲渡・譲受

登録工場は、認証対象品目の製造事業等について、その事業を承継又は譲渡・譲受するときは、「工場等登録製造事業承継届出書」及び「工場等登録製造事業譲渡譲受証明書」に必要事項を記入のうえ速やかに当協会に届出をしなければなりません。このとき手数料は生じません。故意に届出をしない又は遅滞すると登録取り消しの対象となります。＜工場等登録製造事業承継届出書及び工場等登録製造事業譲渡譲受証明書の様式参照＞

(3) 事業の廃止

登録工場は、SG マーク認証対象品目の製造事業等について、その事業を廃止するときは、「工場等登録製造事業廃止届出書」に必要事項を記入のうえ登録証を添えて速やかに当協会に届出をしなければなりません。このとき手数料は生じません。＜工場等登録製造事業廃止届出書の様式参照＞

(4) 登録証の訂正及び再発行

(1) や (2) により登録証の記載内容に変更が生じたとき又は登録証を紛失や毀損したときは、登録証の訂正及び再発行ができます。この場合は、(1) 又は (2) の届出書と合わせて「工場等登録証訂正申請書」に必要事項を記入のうえ変更前の登録証を添えて申請をしてください。このときの手数料は表 1 1 のとおりです。＜工場等登録証訂正申請書の様式参照＞

なお、変更前の登録証を紛失や毀損し返納することが困難な場合には、上記に併せて「工場等登録証再交付申請書」を添えて申請をしてください。＜工場等登録証再交付申請書の様式参照＞

表 1 1：登録証訂正・再発行手数料

窓口	手数料	振込先
当協会	5,000 円/工場＋消費税 ※ 外国からの入金に際しては、消費税は不要です。	案内に記載された口座へのお振り込みをお願いします。

### 7. 3 ロット認証

#### ー 1 ロット認証申請

自転車に関しましては、ロット認証による申請は受け付けておりません。

## ー 2 ロット検査

自転車に関しましては、ロット認証による申請は受け付けておりません。

## ー 3 SG マークの表示

自転車に関しましては、ロット認証による申請は受け付けておりません。

### 7. 4 表示の有効期限（賠償の有効期限）

SG マーク制度の賠償措置には品目毎に定める有効期限がございます。これを表示の有効期限と呼びます。表 1 2 のとおりです。

表 1 2：表示の有効期限

購入日より 5 年間

### 7. 5 外国委託検査機関の活用

当協会は、外国委託検査機関と委託契約を締結しております。外国で行う次の業務について委託検査機関の活用が可能です。ただし、外国委託検査機関の活用は、品目、国・地域、業務内容によって異なりますので、外国委託検査機関によるデータ活用をご検討される際には、まず、当協会までご相談ください。

- ① 工場等登録のための「工場審査」
- ② 型式確認のための「型式試験」
- ③ ロット認証のための「ロット検査」
- ④ 型式確認申請・ロット認証申請時に添付が指定されている試験項目に関する成績書・証明書等の「依頼試験」「部品検査」

このときに要する費用は、表 1 3 のとおりです。

表 1 3：外国委託検査機関によるデータ活用に係る手数料

工場等登録	15,000 円/工場 外国委託検査機関が定める額	当協会に納付 外国委託検査機関に納付
型式確認	15,000 円/型式 外国委託検査機関が定める額	当協会に納付 外国委託検査機関に納付
ロット認証	当協会までお尋ねください	

## 7. 6 フォローアップ

当協会は、随時市場から SG マーク付きの製品を買い上げ、SG 基準に適合していることを確認しています。これを試買検査と言います。

試買検査で不適合が見つかった場合には、当該製品の表示事業者に対し改善を求めます。

## 7. 7 各申請及び届出行為の代理委任について

### (1) 代理人による手続き等

各種申請及び届出以降、申請者は手続きの代理人を選定することが可能です。(例：海外の製造工場に代わって日本の輸入事業者が手続きを行う。)

代理人による各手続きを行う場合には、あらかじめ委任状が必要となります。委任状は、特段指定の様式はございませんが、当該申請者等が代理人にその行為を委任する旨の記載（日本語又は英語）と押印又はサインが必要です。HP 申請書のページにて委任状様式をダウンロードして使用していただくことも可能です。

なお、委任状は一度ご提出いただければ内容に変更がない限りそのまま有効となります。

### (2) 社内代行者による申請等

本来、各種申請及び届出行為は、代表者による行為となりますので、これらの申請書等には代表者の押印又はサインが必要ですが、次に示す行為であって、委任状がある場合には代表者以外の社内の者（以下「社内代行者」という。）による申請等が可能となり、当該社内代行者の押印又はサインでも申請等は可能です。(例：代表取締役代わって品質管理部長が行う。)

社内代行者による各申請等を行う場合には、あらかじめ委任状が必要となります。委任状は、特段指定の様式はございませんが、当該代表者が社内代行者にその行為を委任する旨の記載（日本語又は英語）と押印又はサインが必要です。HP 申請書のページにて委任状様式をダウンロードして使用していただくことも可能です。

なお、委任状は一度ご提出いただければ内容に変更がない限りそのまま有効となります。

- ・工場等登録証訂正申請
- ・工場等登録証再交付申請
- ・型式確認申請及び型式確認更新申請
- ・型式区分内名称追加届出
- ・表示交付申請
- ・ロット認証申請

## 7. 8 その他

この手続き書に記載されていない事項などで不明な点がございましたら次までお問い合わせ願います。また、当協会の HP には「よくある質問 (FAQ)」がございます。ぜひ、そ

ちらもご覧ください。

○ 一般財団法人製品安全協会

〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2

業務グループ 03-5808-3302 E-Mail [operation@sg-mark.org](mailto:operation@sg-mark.org)

別紙1 型式（更新）申請時に第三者検査機関が発行する当該JIS等の試験成績書を添付することで、型式試験時に当該試験項目を割愛することができる部品検査（銘柄別部品構成表）

申請する銘柄が属する型式確認（更新）試験を実施する部品について記入の上提出してください。

JIS又はVIAマークが表示されていない部品については、「第三者検査機関の成績書」等（発行日が4年以内のもの）を添付してください。

\*この時に添付する部品検査成績書は、申請する銘柄に使用されている部品若しくは申請する銘柄が属する同一型式区分内の別銘柄に使用されている部品試験成績書とします。

\*ブレーキシュー／ブレーキライニングのアスベスト不含有については、事業者による社内確認で可とします。

部品名称	JIS, VIAマークの有無	第三者検査機関等の成績書	SG基準の安全性品質要求項又は当該JISによる要求試験項目	JIS部品規格	備考
フレーム			SG6. (1)/(2), 6. (3), 6. (4)	○	
シートポスト			SG18.	○	
ハンドル			SG4. (1)～(7)	○	
にぎり			SG4. (8)～(9)	○	
前ブレーキ			強度、材質*	○	
後ブレーキ			強度、材質*	○	
ギヤクラック			SG15.	○	
ペダル			SG14.	○	
歯付きベルト			SG16.	○	

フリーホイール／ 小ギア			強度、硬さ、8.1g)	○	
ハブ			強度、硬さ、性能i)	○	
スポーク			強度	○	
リム			強度	○	
ディレーラ			強度	○	
サドル			SG17.	○	
サイドリフレクタ			SG23.	○	
フロントリフレクタ			SG23.	○	
リアリフレクタ			SG23.	○	
リヤキャリア			強度	○	(質量クラス表示があれば不要)
前照灯／ 尾灯			SG22.	○	
タイヤ			性能(走行耐久性除く)	○	
タイヤチューブ			性能(走行耐久性除く)	○	

※ J I S 部品規格欄の○は、J I S 規格があるものを示す。

※ 「製品本体に J I S、V I A マークがあること」又は「第三者検査機関の成績書」による確認方法以外で行うものについては、「自社検査」、「部品製造業者成績書」、「検査機関での依頼検査」等、実施している内容を記載すること。

別紙2 別紙1のほか、電動アシスト自転車の型式（更新）申請時に添付する書面等について

### 別記資料第1：駆動補助装置の構成及び位置

#### 1. 駆動補助装置 構成図の要件

- ・駆動補助装置だけでなく、制御部に信号を伝える装置並びに駆動部及び検出部に力を伝達する周辺装置も図示すること
- ・周辺装置と駆動補助装置の間、及び駆動装置内での力の伝達及び電力の流れ並びに信号の流れを図示すること

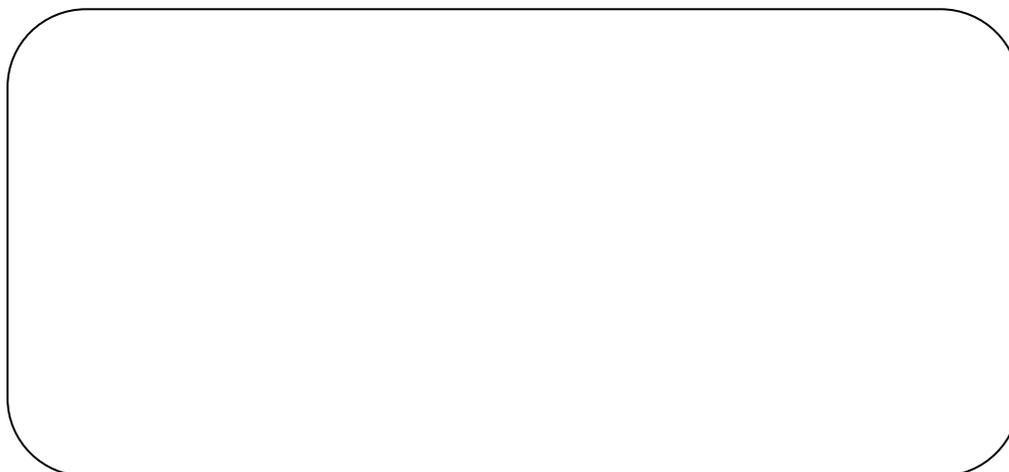


図1：駆動補助装置及び周辺装置の構成図

#### 2. 駆動補助装置 位置図の要件

- ・駆動補助装置の電源部、制御部及び駆動部などを図示すること



図 2 : 駆動補助装置 制御部及び駆動部の位置

**別記資料第 2 : 駆動補助装置の改造防止措置の対応表**

改造防止措置の対象は、

- 1) 道路交通法施行規則第 1 条の 3 に規定する駆動補助比率を超えて、駆動補助比率を増加させるための改造
- 2) 道路交通法施行規則第 1 条の 3 に規定する速度範囲を超えて、高速域まで駆動補助をさせるための改造
- 3) 人力によらず自走させるための改造
- 4) その他、急峻な発進など、走行の安全を損なう改造

駆動補助装置の改造に関して FMEA・FTA などを行い、想定される改造項目及びその項目に対する対応策・対策を下記に記載すること

想定される改造の項目	対応・対策の手段	備考
駆動補助装置の踏力検出部、制御部、電動機系駆動部が露出している場合は、市販の工具、機器又は部品等を用いて容易に改造ができない構造又は制御であることへの対応策		

駆動補助装置の各部を繋ぐ配線のうち、外部に露出しているものは、切断、コネクタの付け替えなどによって、改造ができない構造又は制御であることへの対応策		

### 別記資料第3：駆動補助装置の異常・故障対応表

駆動補助装置の制御部又は駆動部に異常・故障が起きた場合のリスクアセスメントを行い、想定される異常・故障の状態を書き出し、リスクの高い項目に対する対応策・対策を下記に記載すること

想定される改造の項目	対応・対策の手段	備考
トルクセンサの異常又は故障		
モータの異常又は故障		
コントローラ回路の異常又は故障		
コントローラソフトの異常又は故障		
バッテリーの異常又は故障		

別記資料第4：充電電池と組電池又は車両と組電池との関係における安全性対応表

1. 充電器と組電池の関係

想定される改造の項目	対応・対策の手段	備考
充電中に充電器が故障した場合に、異常な発熱、破裂、発煙又は発火になる		
充電中に電池配線又は制御回路が故障した場合に、異常な発熱、破裂、発煙又は発火になる		
定格の異なる又は他の製品の充電器に、電池を誤って接続される		

2. 車両と組電池の関係

車両側の端子に電池側端子が逆接続され、車両側電気回路が異常な発熱をする又は車両が異常な挙動をする		

--	--	--

別記資料第5：国家公安委員会型式認定証及び型式認定審査を受けたことを示す書類

- ・ 国家公安委員会の型式認定証

コピーを添付

- ・ 型式認定審査を受けたことを示す書類（型式認定申請書、試験成績書等）

コピーを添付

- ・ 駆動補助比率の試験結果（駆動補助比率検査成績表、同様の自社測定データでも可）

コピーを添付

別記資料第6：別紙1のほか、電動アシスト自転車に必要な銘柄別部品構成表

部品名称	仕入先	部品記号	PSEマークの有無	第三者検査機関等の成績書	SG基準の安全性品質要求項	JIS部品規格
鉛蓄電池					25.(3)a)	○
リチウムイオン蓄電池					25.(3)b)	○
その他の電池					25.(3)c)	○
充電器					25.(6)	○
電磁両立性*					25.(7)	

\*電磁両立性は自転車及び充電器が過度な電磁妨害を発生しない第三者機関の試験成績書又はメーカーの試験成績書を添付すること。